

07243P-00

2018  
年度版



みんなが  
欲しかった!★



# 社労士

TAC社会保険労務士講座・編著  
滝澤ななみ・編集協力

全科目横断

フルカラー

+ 赤  
シート  
対応

総  
まとめ

ガッチャリ

知識を合格へと固めるマストアイテム!

この  
1冊で

横断整理

→ 総まとめ

できる!

最新の  
改正情報は

Web 順次  
で公開!

見やすいフルカラー  
とにかく記憶に残る!!

TAC出版

TAC PUBLISHING Group

# はじめに

本書は、社会保険労務士試験の合格水準に到達するために覚えておきたい重要事項を整理し、知識の定着を促すことを目的として編集したものです。

学習が進むほど科目内または科目間の類似事項により頭の中が混乱し、点数が伸び悩むといったことは多くの受験者が直面する壁の1つだと思われます。また、学習範囲の中には各法律をまたがつたいくつもの共通事項があり、それらを個別に覚えるには必要以上の時間を要することとなります。

のことから、社会保険労務士試験を効率的に攻略していくためには、

- ① 類似事項を整理し、頭の中の混乱を解消すること
- ② 共通事項はまとめて覚え、無駄な時間を削ること

これらが不可欠です。本書はこれらを最大限効率よく行えるように制作しました。本書を活用することにより、「重要事項の整理」「理解の促進」「効率的な学習」が可能となっていくでしょう。

2017年度版よりフルカラーのレイアウトに全面リニューアルし、おかげ様で本書は、多くの方にご利用いただくことができました。今年の改訂では、最新の法改正への対応を中心に、加筆・修正を行いました。同シリーズである「みんなが欲しかった！ 社労士の教科書」との連携も強化し、セットで活用していただくことでより学習効果が実感できるようになりました。

本書で横断的に全科目を総整理することで、学習範囲の内容がしっかりとマスターできるでしょう。今の試験合格に必要な情報量をキープしつつも、使いやすいコンパクトな仕様で学習する場所を選ばないという点も本書の特長の1つです。「いつでも」「どこでも」「疑問が生じたその時に」本書を開き、横断整理をすることで、学習効果はより高いものとなるでしょう。

2017年度の社会保険労務士試験の合格率は6.8%でした。本書のようなコンパクトな教材で、基本事項をモレなく、丁寧に確認してください。正しく知識を身につけていれば、必ず合格できる試験です。

本書を最大限に活用し、2018年度の社会保険労務士試験で合格の栄冠を勝ち取ってください。

2017年11月  
TAC社会保険労務士講座

# 本書の特長

本書は「みんなが欲しかった！」シリーズの「社労士の教科書」「社労士の問題集」をひと通り終えたあとにご活用いただくと絶大な効果を発揮する、知識総仕上げ教材です。

社労士試験で学習する膨大な量の情報を、本試験で使える知識にしっかりと整理し、固めることにこだわって制作しました。

## ポイント1



### 全科目の類似事項・共通事項を横断整理できます!!

社労士試験の学習範囲は非常に広いため、科目が異なっても共通する事項、似ているけど少しずつ異なる事項などがあり、暗記するのにとにかく苦労するものです。

たとえば、問題を解いているときに、こんな疑問がわくことはありませんか？

この書類の届出期限は  
5日以内だっけ…  
14日以内だっけ…  
10日以内だっけ…



そこで!

### 本書は「全科目横断編」を用意!!

本試験でどんな形で出題されても的確に知識が引き出せるように、類似事項・共通事項を科目横断整理できるよう、テーマごとに図や表にまとめています。試験でよく狙われるポイントに集中して確認することができます。

ごちゃごちゃ混ざりやすいところを狙いうちしてまとめて横断整理!! フルカラーで印象づけて暗記できるように1つ1つのレイアウトにこだわっています。

### ③ 受給者に関する箇山

種類等	提出期間	提出場所
定期報告書 雪災	1～6月生まれの者 毎年 6月30日まで 7～12月生まれの者 每年 10月31日まで ◆正常な理由なく提出しないと保険給付の支払が「一時差止め」となる	管轄長 日本年金機構
■原則 ■受給者の確認は、住民基本台帳法による機構 保存本人確認情報の提供による		
■例外 ■以下の場合は現況届等が必要		
①住民基本台帳法による機構保存本人確認情報の提供が受けられないとき ②加算割対象者がある障害基礎年金、加給年金額の対象者がある老齢・障害年生年の受給者等(診断書添付)		
厚年	毎年誕生日の末日(指定日)まで	日本年金機構
年国	毎年誕生日の末日(指定日)まで、たゞ1回年法30条の4の規定による障害基礎年金の受給権者は7月31日まで	
●正常な理由なく「差止め」提出しないと(保険)給付の支払が「一時差止め」となる		
●指定日が既定権の日後1年内に到来する時は提出不要		
●上記②に係る現況届等は、年金が全額支給停止されてい場合には、提出不要		
所在不明の届	年金給付の実施者の所在が 1月以上明らかでないとき に、その者の属する管轄の管 理機関等が届け出る	速やかに 日本年金機構
氏名・住所変更届、贈与出生届、年金のうち 加算額(加給年金額)対象者不該当届	(前年)14日以内 (厚年)10日以内 等	
上記以外の国庫・厚年のほととぎの届出 (加算開始事由該当届、障害状態(不)該当届、支給停 止事由該当(消滅)届等)	速やかに	

①厚年法、厚年法の住所変更届、年金受給権者死後届は、住民基本台帳法による機構保存本人確認情報の取得ができるとき(年金受給権者死亡届は、死亡日から7日以内に市町村に対して戸籍法の規定による死亡の届出をしたときに限る)には、それぞれ提出不要  
②加算額(加給年金額)の対象者が18歳の年度末、20歳、65歳に達しても加算額(加給年金額)対象者不該当の届を提出する必要はない

### 1 目的等

#### 労働基準法

- ① 労働条件は、労働者個人に適するよう、そのための必要な充実すべきものとすべきならない

- ② 労働条件を定める労働条件の基準は、労働者のものである。労働の当事者は、この基準を理由として労働条件を下さざつてはならぬことはより、その向上を図るために努めなければならない

#### 労働安全衛生法

労働安全衛生法は、労働者個人に適するよう、そのための必要な充実すべきものとすべきならない

- ① **色彩的**基準の確立、② **責任体制の明確化**及び

- ③ **自主的活動の推進**の措置を講ずる等

その防止に関する総合的計画的対策を推進することにより

職場における労働者の**安全**と**健康**を確保するとともに、**快適な職場環境**の形成を促進することを**目的**とする

#### 労災補償保険法

労働災害補償保険法は、

- ① **被保険者**の由は過失による労働者の**負傷**、**病害**、**死亡**等に対し、(公的)公正な保険をもつて、必要な保険給付を行ひ

+ **あわせて**

- ② 通常上の原因又は過失による労働者の**負傷**、**病害**、**死亡**等に対し、(公的)公正な保険をもつて、必要な保険給付を行ひ

+ **あわせて**

- ③ **被保険者**の社会復帰の促進、当該被保険者及びその遺族の**振興**、労働者の**安全**及び**衛生**の確保等を図り、

+ **あわせて**

- 労働者の福祉の増進に寄与すること**目的**とする

暗記しやすさにコダワリ  
あり!!

長い条文も覚えやすいよ  
うに区切りを効果的に入  
れています。

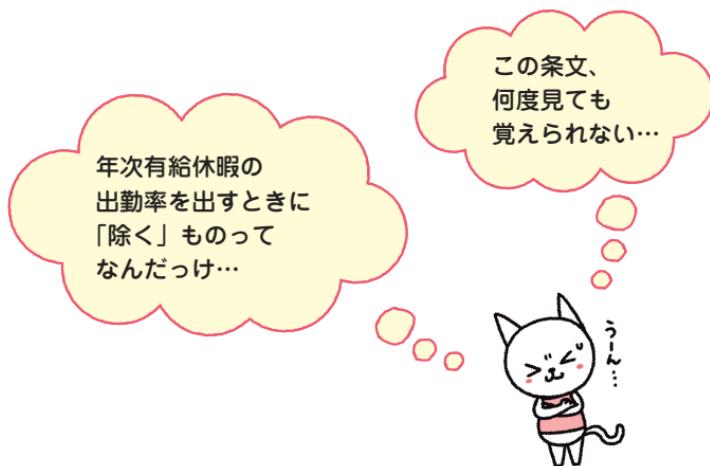


## ポイント2

### 重要事項の総まとめができます!!

社労士試験で学ぶ内容は、全10科目にわたり、とにかく広範囲、かつ分量が多いため、何度も繰り返し学習して、知識を定着させていかなければなりません。

みなさんも、こういった疑問や悩みを抱いたことはありませんか？



そこで!

### 本書は「総まとめ編」を用意!!

「社労士の教科書」などの基本書で学んだ内容で、とくに重要なところを総復習できるようにしました。重要キーワードが際立つように覚えやすく整理して編集をしているので、知識の総まとめに最適です。また、科目ごとに絶対に落としてはならない最重要事項だけがコンパクトにまとまっているので、速習が可能です。

**10 年次有給休暇**



**発生要件**

雇用契約書に記載の「年次有給休暇」欄に「是」が記載されている場合

雇用契約書に記載の「年次有給休暇」欄に「否」が記載されている場合は、この手順は適用されません。

**申請・分割した10万円の年休**

**全休日数**

- 確定日から
- 休日割りと休業日
- 就業側に起因する経常・管理上の障害による休日数
- 正当事由行為により労務の提供が全くされなかった日
- 代替休日取得により毎日出勤しなかった日 等

**年休日数** = 確定日から休業日までの日数（休日を除く）

**年休のうち休勤** + **年休のうち休業** = **年休のうち休日**

**付与日数**

勤務年数	0.5年未満	1年未満	1年未満	5年未満	5年未満	5年未満以上	
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

◆年休の福利は2年で終了により消滅するので、未消化日数については翌年度に限り繰り越しができる

重要な公式などは、カラーを効果的に使い、覚えやすく、整理して掲載しています。パッと見て視覚的に印象づけることができるるので、暗記にとても便利です。

重要キーワードは付属の赤シートでキレイに隠れますので、暗記に便利です！

その他にも学習効果を  
グーンと上げる役立つ要素!!

**ポイント**  
大事なポイントがまとまっています！

われに日々から算起して毎月以内にこなす回、次の事項を所輸労働基準監督署長に報告しなければならない

①対象労働者の <b>労働時間の状況</b>
②対象労働者の <b>健康及び福祉</b> を確保するための措置の <b>実施状況</b>

労使委員会の決議の所轄労働基準監督署長への届出は、企画業務型裁量労働制の効力発生のための要件ですので、使用者が、この届出を行わなければ、企画業務型裁量労働制の効力は発生しません。

七毛七日

労働時間	休憩時間
6時間以下	付与義務なし
6時間を超える8時間以下	少なくとも <b>45分</b>
8時間超	少なくとも <b>1時間</b>

- ◆ 労働時間6時間  
→ 休憩時間を与えなくてよい
  - ◆ 労働時間8時間  
→ 45分の休憩時間でよい

ワンポイントアドバイス

労働時間が8時間を超える場合、その超える時間が何時間であっても、1時間の休憩をとらなければ、法違反となります。

ワンポイントアドバイス  
覚え方のコツ、理解のコツ  
がわかります！

# 本書の効果的な活用法

本書は同シリーズである「みんなが欲しかった！」シリーズとともに活用していただくと、より効果を発揮します。教科書や問題集で基本的な知識のインプットを終えたあと、科目横断整理で知識を整理して、重要事項をガッちり固めていきましょう。

みんなが欲しかった！  
社労士の教科書



みんなが欲しかった！  
社労士の問題集



本書

みんなが欲しかった！  
全科目横断・総まとめ



試験当日まで  
役立つ  
優れもの!!



# CONTENTS

はじめに／(3) 本書の特長／(4) 本書の効果的な活用法／(8)

## ◆ 全科目横断編

似ているけど法律によって少しずつ違うもの、  
法律は異なっても共通するものは、ここでまとめてチェック!!

### 1 適用等



目的条文はここで絶対に暗記しましょう！  
届出なども試験に頻出です！

1	目的等	2
2	適用事業等	10
3	適用除外	12
4	届出	15
5	賃金	20
6	国庫負担・補助	30
7	保険料	32
8	滞納処分等	41

### 2 通則事項



時効、罰則など、盲点になりがちなところも  
科目横断チェックで即攻略!!

1	受給権の保護	46
2	死亡の推定	48
3	未支給の給付	49
4	スライド	51
5	年金給付の支給	53
6	支払の調整	55
7	併給調整	57
8	給付制限等	59
9	不正利得の徴収	65
10	損害賠償との調整	66
11	不服申立て	67
12	記録の保存	71
13	時効	72
14	罰則	74
15	国民年金基金と健康保険組合	78
16	端数処理	79

## ◆ 総まとめ編

法律ごとに、重要事項をチェックしていきます。

社労士の教科書で学んだ内容を一気に固めていきましょう!!



条文を正確に理解することがこの科目の  
攻略ポイントです！

### 1 労働基準法

1	労働基準法の基本理念等	82
2	労働契約の締結	85
3	労働契約の解除	90
4	賃金	94
5	法定労働時間と適用除外	97
6	休憩と休日	98
7	変形労働時間制	101
8	時間外労働・休日労働と割増賃金	105
9	みなし労働時間制	110
10	年次有給休暇	115
11	年少者	118
12	妊娠婦等	121
13	就業規則	124



試験頻出の安全衛生管理体制は、  
本書で完璧に覚えてしまいましょう！

### 2 労働安全衛生法

1	全産業の安全衛生管理体制	128
2	建設業等の安全衛生管理体制	135
3	委員会	140
4	機械等に関する規制	142
5	危険物及び有害物に関する規制	148
6	安全衛生教育	153
7	健康診断等	156
8	計画の届出	167

### 3 労働者災害補償保険法



保険給付を中心に、  
しっかり整理しましょう。

1	傷病に関する保険給付	170
2	障害に関する保険給付	173
3	死亡に関する保険給付	177
4	その他の給付	181
5	特別支給金	182
6	特別加入	187

### 4 雇用保険法



毎年改正も多い科目ですので、  
注意しましょう。

1	失業等給付の体系	190
2	基本手当の受給資格	191
3	基本手当の日額	192
4	基本手当の所定給付日数	194
5	基本手当の受給期間	195
6	延長給付	196
7	基本手当以外の一般被保険者に関する求職者給付	200
8	高年齢求職者給付金	202
9	特例一時金	203
10	日雇労働求職者給付金	204
11	就職促進給付	206
12	教育訓練給付	211
13	雇用継続給付	213
14	二事業	218
15	失業等給付の支給額一覧表	220

## 5 労働保険の保険料の 徴収等に関する法律



手薄になりがちな科目ですので、  
ここで再確認しておきましょう。

1	保険関係の成立と消滅	226
2	保険関係の一括	228
3	概算保険料	231
4	確定保険料	236
5	印紙保険料	237
6	特例納付保険料	238
7	口座振替による納付	239
8	増加概算保険料等のまとめ	239
9	メリット制	240
10	労働保険事務組合	241

## 6 労務管理その他の 労働に関する一般常識



法規の重要な事項を凝縮しました。  
本書の内容は完璧にしましょう。

1	労働組合法	246
2	労働関係調整法	250
3	労働契約法	252
4	個別労働関係紛争解決促進法	261
5	パートタイム労働法	262
6	男女雇用機会均等法	266
7	育児・介護休業法	270
8	次世代育成支援対策推進法	276
9	最低賃金法	277
10	雇用対策法	279
11	職業安定法	282
12	労働者派遣法	284
13	高年齢者雇用安定法	293
14	障害者雇用促進法	295

## 7 健康保険法



保険給付を中心に重要事項を  
一気に確認しましょう。

1	保険者	300
2	保険給付の種類	302
3	疾病又は負傷に関する保険給付	303
4	死亡及び出産に関する保険給付	316
5	資格喪失後の給付	317
6	日雇特例被保険者の保険給付	318

## 8 国民年金法及び 厚生年金保険法



国年、厚年でまとめて整理！  
年金の重要事項を一気に  
確認しましょう。

1	老齢給付Ⅰ	－受給資格要件①－	324
2	老齢給付Ⅱ	－受給資格要件②－	325
3	老齢給付Ⅲ	－支給開始年齢－	329
4	老齢給付Ⅳ	－支給の繰上げ－	335
5	老齢給付Ⅴ	－支給の繰下げ・失権－	338
6	老齢給付Ⅵ	－基本年金額－	341
7	老齢給付Ⅶ	－加算・加給－	343
8	老齢給付Ⅷ	－在職老齢年金－	346
9	障害給付Ⅰ	－支給要件－	349
10	障害給付Ⅱ	－年金額－	351
11	障害給付Ⅲ	－支給停止・失権－	355
12	障害給付Ⅳ	－その他の給付－	356
13	遺族給付Ⅰ	－支給要件－	358
14	遺族給付Ⅱ	－年金額－	360
15	遺族給付Ⅲ	－年金額の改定及び寡婦加算－	362
16	遺族給付Ⅳ	－支給停止－	365
17	遺族給付Ⅴ	－失権－	368
18	その他の給付Ⅰ	－脱退一時金・付加年金－	370
19	その他の給付Ⅱ	－寡婦年金・死亡一時金－	372
20	合意分割と3号分割		375

## 9 社会保険に関する一般常識



どれも重要な法律ばかりです。  
最後までキッチリ確認しましょう！

1	国民健康保険法	380
2	船員保険法	381
3	高齢者の医療の確保に関する法律	382
4	介護保険法	383
5	確定拠出年金法・確定給付企業年金法	385
6	社会保険労務士法	387

本書は、平成29年11月6日現在において、公布され、かつ、平成30年本試験実施要綱が発表されるまでに施行されることが確定しているものに基づいて作成しております。

なお、平成29年11月7日以降に法改正のあるもの、また法改正はなされているが、施行規則等で未だ細目について定められていないものについては、平成30年2月上旬より、下記ホームページにて改正情報を順次公開いたします。

TAC出版書籍販売サイト「サイバーブックストア」

<https://bookstore.tac-school.co.jp>

# 全科目横断編

1 | 適用等



# 1

# 目的等



## 労働基準法

- (1) 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない
- (2) 労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るために努めなければならない

## 労働安全衛生法

労働安全衛生法は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための

- ① 危害防止基準の確立、② 責任体制の明確化

及び

- ③ 自主的活動の促進 の措置を講ずる等

その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより



職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、  
快適な職場環境の形成を促進することを目的とする

## 労働者災害補償保険法

労働者災害補償保険は、

- ① 業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い

+ あわせて

- ② 業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、

↓ もって

労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする

## 雇用保険法

雇用保険は、

- ① 労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行う

ほか

- ② 労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行う

ことにより

労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進する

+ あわせて

- ③ 労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図る

ことを目的とする

## 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

労働保険の保険料の徴収等に関する法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るために、以下のことに關し必要な事項を定めるものとする

- ① 労働保険の保険関係の成立及び消滅
- ② 労働保険料の納付の手続
- ③ 労働保険事務組合等

## 健康保険法

健康保険法は、

労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、

↓ もって

国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする

## 国民年金法

(1) 国民年金制度は、

日本国憲法第25条第2項<sup>(注)</sup>に規定する理念に基づき、**老齢**、**障害**又は**死亡**によって国民生活の安定がそこなわれることを**国民の共同連帯**によって防止し、



健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを**目的**とする

(注) 日本国憲法第25条第2項

国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない

(2) 国民年金は、(1)の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする

## 厚生年金保険法

厚生年金保険法は、

労働者の**老齢**、**障害**又は**死亡**について保険給付を行い、

労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に  
寄与することを**目的**とする

## 労働組合法

労働組合法は、以下のことを**目的**とする

- ① 労働者が使用者との**交渉**において**対等の立場**に立つことを促進することにより労働者の**地位を向上**させること
- ② 労働者がその**労働条件**について**交渉**するために自ら**代表者を選出**することその他の**団体行動**を行うために**自主的に労働組合を組織**し、**団結**することを**擁護**すること
- ③ 使用者と労働者との関係を規制する**労働協約を締結**するための**団体交渉**をすること及びその**手続を助成**すること

## 労働契約法

労働契約法は、

労働者及び使用者の**自主的な交渉**の下で、労働契約が**合意**により成立し、**又は変更される**という**合意の原則**その他**労働契約**に関する基本的事項を定めることにより、**合理的な労働条件の決定**又は**変更**が円滑に行われるようすることを通じて、

**労働者の保護**を図りつつ、**個別の労働関係の安定**に資することを**目的**とする

## 個別労働関係紛争解決促進法

個別労働関係紛争解決促進法は、

**個別労働関係紛争**<sup>(注)</sup>について、**あっせん**の制度を設けること等  
により

その実情に即した**迅速かつ適正な紛争の解決**を  
図ることを**目的**とする

(注) 個別労働関係紛争

労働条件その他**労働関係**に関する事項についての**個々の労働者と事業主との間の紛争**（労働者の**募集**及び**採用**に関する事項についての個々の**求職者**と事業主との間の紛争を含む）

## パートタイム労働法

短時間労働者雇用管理改善法は、

我が国における**少子高齢化の進展、就業構造の変化**等の**社会経済情勢**の変化に伴い、**短時間労働者**の果たす役割の重要性が増大していることにかんがみ、

**短時間労働者**について、その**適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上**等に関する措置等を講ずることにより

**通常の労働者**との**均衡**のとれた**待遇**の確保等を図ることを通じて**短時間労働者が**その有する**能力を有効に發揮**することができるようにして、

もって

**その福祉の増進**を図り、あわせて**経済及び社会の発展**に寄与することを**目的**とする

## 最低賃金法

最低賃金法は、

賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り



- ① 労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する
- ② 国民経済の健全な発展に寄与する

ことを目的とする

## 雇用対策法

雇用対策法は、

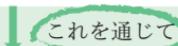
国が、少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより



労働市場の機能が適切に発揮され、労働力の需給が質量両面にわたり均衡することを促進して



労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようする



労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを目的とする

## 職業安定法

職業安定法は、**雇用対策法**と相まって、

- ① **公共**に奉仕する**公共職業安定所**その他の**職業安定機関**が関係行政府又は関係団体の協力を得て**職業紹介事業**等を行うこと
- ② **職業安定機関以外の者**の行う**職業紹介事業**等が労働力の**需要供給**の適正(かつ)円滑な**調整**に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等



により

各人にその有する**能力**に適合する**職業**に就く**機会**を与え、及び産業に必要な**労働力を充足**



もって

**職業の安定**を図るとともに、経済及び社会の**発展**に寄与することを**目的**とする

## 国民健康保険法

(1) 国民健康保険法は、

国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって**社会保障及び国民保健**の向上に寄与することを**目的**とする

(2) 国民健康保険は、被保険者の**疾病、負傷、出産**又は**死亡**に関して必要な保険給付を行うものとする

## 船員保険法

船員保険法は、以下を行うこと等により、船員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを**目的**とする

- ① 船員又はその被扶養者の**職務外の事由**による**疾病、負傷、死亡**又は**出産**に関して保険給付を行う
- ② **労働者災害補償保険**による保険給付と併せて船員の**職務上の事由**又は**通勤**による**疾病、負傷、障害**又は**死亡**に関して保険給付を行う

## 高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の医療の確保に関する法律は、

- ① 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、**医療費の適正化**を推進するための**計画の作成**及び保険者による**健康診査等の実施**に関する措置を講ずる

&

- ② 高齢者の医療について、**国民の共同連帯**の理念等に基づき、**前期高齢者**に係る**保険者間の費用負担の調整**、**後期高齢者**に対する**適切な医療の給付等**を行うために必要な制度を設ける

↓もって

**国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする**

## 介護保険法

介護保険法は、

**加齢**に伴って生ずる**心身の変化**に起因する疾病等により**要介護状態**となり、入浴、排せつ、食事等の**介護**、**機能訓練**並びに**看護及び療養上の管理**その他の医療を要する者等について、

これらの者が**尊厳**を保持し、その有する能力に応じ**自立**した**日常生活**を営むことができるよう、必要な**保健医療サービス**及び**福祉サービス**に係る給付を行うため、

**国民の共同連帯**の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関する必要な事項を定め、

↓もって

**国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする**

## 確定拠出年金法

確定拠出年金法は、

**少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ**

個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようとするため

確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援する

↓ もって  
公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする

## 確定給付企業年金法

確定給付企業年金法は、

**少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ**

事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようとするため

確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援する

↓ もって  
公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする

## 社会保険労務士法

社会保険労務士法は、

**社会保険労務士の制度**を定めて、その業務の適正を図り、

① 労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与する

とともに、

② 事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する

ことを目的とする

## 2

## 適用事業等



## 1 適用事業・任意適用事業



## 2 任意加入要件

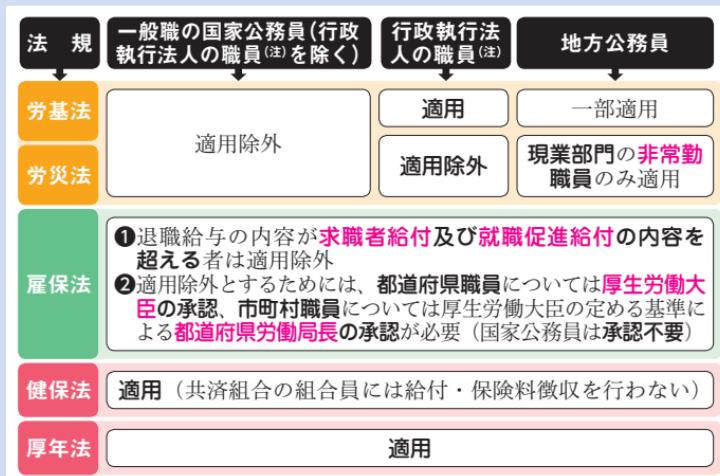


(注) この他、「労災保険関係成立後 **1年**を経過」及び「特別保険料の徴収期間を経過」の要件も必要である

### 3 適用除外



#### 1 公務員等



(注) 行政執行法人の職員とは、国立印刷局、造幣局等の職員をいう

#### 2 船員・事業主等



- ①同居の親族(家族従事者)、家事使用人について、原則として労働者と認められないため、労基法、労災法及び雇保法は適用されない
- ②個人事業主、家族従事者、法人の代表者、船舶所有者については、所定の要件を満たすことにより、労災保険に特別加入することができる

### ③ 高年齢労働者、短時間労働者及び派遣労働者

#### 高年齢労働者

##### 雇保法

**65歳以上の者は、短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者となる場合を除き、高年齢被保険者となる（一般被保険者とならない）**

##### 健保法

**被保険者となる〔後期高齢者医療の被保険者等（75歳以上の者等）を除く〕**

##### 厚年法

**70歳以上の者は、原則として被保険者とならない（高齢任意加入被保険者等となることはある）**

#### 短時間労働者

##### 雇保法

**1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれれば、被保険者となる（これに該当しなくても、日雇労働被保険者となることがある）**

##### 健保法

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者は、被保険者となる  
 (1) **1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者**の1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数の**4分の3以上（4分の3基準）**である者  
 (2) 上記(1)の**4分の3基準を満たさない者**であって、以下の**①～⑤**の要件のすべてを満たすもの

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること**
- ② 同一の事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれること**
- ③報酬**（最低賃金法において賃金に算入しないこととされているものに相当するものを除く）について、標準報酬月額の資格取得時決定の例により算定した額が、**88,000円以上**であること
- ④生徒、学生等でないこと**
- ⑤特定適用事業所等一定の適用事業所に使用されていること**

※特定適用事業所

事業主が同一である1又は2以上の適用事業所であって、当該1又は2以上の適用事業所に使用される**特定労働者**の総数が常時**500人を超える**ものの各適用事業所

## 派遣労働者

雇保法

1週間の所定労働時間が**20時間以上**で、かつ、同一の事業主の適用事業に継続して**31日以上**雇用されることが見込まれれば、**派遣元**の事業所の被保険者となる（これに該当しなくとも、日雇労働被保険者となることがある）

健保法

派遣元の事業所の被保険者となる〔いわゆる**登録型**の場合、最大**1月以内**に次の就業（**1月以上**のものに限る）が確実に見込まれる場合には、被保険者の資格を存続させることが可能〕

厚年法

## 4 臨時の労働者

法規

日雇

2月以内の  
期間雇用

4箇月以内の  
季節的雇用

6月以内の  
臨時的事業雇用

雇保法

前2月の各月に  
**18日以上**又は  
継続して**31日以上**雇用された場合に被保険者となる<sup>(注1)</sup>

規定なし

**所定の期間を  
超えた日から**  
被保険者（原則）となる<sup>(注1)</sup>

規定なし

健保法

**1月**を超えて  
引き続き使用された日から  
被保険者となる<sup>(注2)</sup>

厚年法

**所定の期間を  
超えて**引き続き使用された日から被保険者となる<sup>(注2)</sup>

被保険者とならない（業務の都合等で継続して4月又は6月を超えて使用されても被保険者としない）<sup>(注3)</sup>

（注1）これらに該当しなくても日雇労働被保険者になることはある

（注2）これに該当しなくても、健保法では日雇特例被保険者になることがある

（注3）ただし、健保法では日雇特例被保険者となることがある

## 執筆者

### 全科目横断編

- 適用等 ..... 仲尾将一  
通則事項 ..... 跡部大輔

### 総まとめ編

- 労働基準法 ..... 仲尾将一  
労働安全衛生法 ..... 仲尾将一  
労働者災害補償保険法 ..... 跡部大輔  
雇用保険法 ..... 跡部大輔  
労働保険の保険料の徴収等に関する法律 ..... 跡部大輔  
労務管理その他の労働に関する一般常識 ..... 仲尾将一  
健康保険法 ..... 仲尾将一  
国民年金法及び厚生年金保険法 ..... 仲尾将一  
社会保険に関する一般常識 ..... 跡部大輔

## 編集協力

滝澤ななみ

2018年度版

みんなが欲しかった！ 社労士全科目横断総まとめ

発行日 2017年12月5日

初版発行

編著者 TAC株式会社（社会保険労務士講座）

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<http://www.tac-school.co.jp/>

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2017

管理コード 07243P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。